

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険税条例（昭和27年大和町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「第703条の4第12項」を「第703条の4第11項」に改め、同条第3項ただし書中「第703条の4第21項」を「第703条の4第19項」に改め、同条第4項ただし書中「第703条の4第30項」を「第703条の4第27項」に改める。

第15条第2項、第4項及び第6項中「第5号」を「第8号」に改める。

第23条中「第703条の4第12項」を「第703条の4第11項」に、「第703条の4第21項」を「第703条の4第19項」に、「第703条の4第30項」を「第703条の4第27項」に改め、同条第3号中「第703条の5第2項」を「第703条の5」に改める。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

